



援業務を行う部署・相談窓口が設置されていること。

- イ 重度障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に支援が進められていること  
(この要綱による重度障害者大学等修学支援事業(以下「本事業」という。)を初めて利用しようとする者が修学する場合にあっては、当該計画を立てる予定であること。)

障害者総合支援法第5条第3項

第5条

- 3 この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者その他の障害者であつて常時介護を要するものとして主務省令で定めるものにつき、居宅又はこれに相当する場所として主務省令で定める場所における入浴、排せつ又は食事の介護その他の主務省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与することをいう。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。